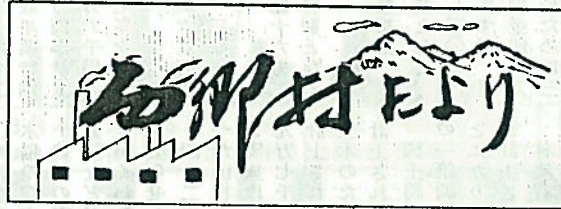


西郷村の人口及世帯数
(43.3.1現在)

世帯数	2,188
人口	10,757
男	女
5,306	5,451



発行日 昭和43年3月25日

発行所
西郷村役場
電話(磐城熊倉)
1番・2番・7番
編集発行人
金島健夫 坂井周平
印刷所
ワタベ印刷所



明るい近郊農村目指して

四十三年度予算成る

第一回定例会十七案件可決

三月十一日から三日間、村議会第一回定例会が開かれ、昭和四十三年度一般会計予算など十七案件が審議可決されました。内容は新年度一般会計特別会計の予算が五件、四十二年度補正予算が四件、条例の制定及び改正が八件の計十七件です。全般について御報告するとこの紙面にはのせきれませんので新年度の一般会計予算についてお知らせしましょう。

◇予算総括

新年度予算は当初で二億十六万二千元とはじめて二億を越えました。その他有線放送事業簡易水道事業は特別会計となつて分離されていますので、本村としてはかなり大型の予算を組んだこととなります。

◇歳入

歳入の中使途の制限を受けないいわゆる一般財源は一億五千二百四十一万六千円で全体の七十六%を占めています。これを前年と比較しますと二千五十六万六千円の増となり全体との比率からいっても十%程度

写真は完成間近い上新田狼山合公営住宅
四十一年度 五棟 10戸
四十二年度 十棟 20戸
遠方に上新田部落を望む

上つております。その中で大きなのは村税の六千七百九十九万八千円と地方交付税の七千九百万円、それぞれ一千四十九万六千円と九百万円の増を示しております。

特定財源はこの残りの四千七百七十四万六千円で全体の二十四%を占めております。昨年は三十四%を占めていたもので、比率は減じたこととなります。この中でおもなものは、国庫支出金の一千六百五十七万円と県支出金の一千九百七十九万円と村債の四百四十万円ですが、国庫支出金がへ

つたのは、水道布設事業や有線放送電話施設事業のような多額の補助金のつくものを別会計にしたこと、公営住宅の建設を今年はとりやめたためその補助金が入らないことが大きな原因になっております。

◇歳出

歳出については、性質別に分類してみますと、まず人件費で、六千八百八十一万二千円で予算中に占める比率は三十一%、昨年比八百四十六万円の増となつております。人件費は特別職一般職の報酬給料手当共済掛

金退職手当組合負担金及び臨時雇賃金が含まれます。次に物件費ですが、これは四千二百八十八万七千円で全体の二十一%を占め昨年比百四十八万三千円の減となつております。これは交際費、旅費、需用費、原材料費、備品購入費、役員費等がその主なものです。

その他として扶助費が二百四十七万一千円、積立金四百二十七万二千円、負担金補助及び交付金で一千六万二千元、その他で計一千八百三十万一千円、これが全体の九%を占めます。

以上が消費的経費といわれるもので合計一億二千三百万円となり、予算総額の六十一%を占めています。消費的経費といつても、もちろん無駄になる経費ではなく役場の全般的な事務は全部これによつてまかなわれ更に補助金や扶助費などはこの中に含まれているものです。

(次頁につづく)

(一頁よりつづく)
次に公債費つまり村で借りた資金の元金利子の支払い費用は六百四十九万九千円です。三割を占めます。

繰出金として有線放送特別会計へ百十四万六千円、国民健康保険特別会計へ二百万円、水道建設事業特別会計に二百三十万円が計上合計五百四十四万六千円となり全体の二、七割を占めています。

最後に予備費が六百七十九万九千円で三、三割となつております。
以上合計が二億十六万二千円の歳出総予算額となるわけです。

◆新年度のおもな事業
○明治百年の事業として、県の諸行事に対し五〇万円を負担していますが、村では文化祭の負担金四十万円、畜産共進会のために三十六万円、村民大運動会のため二十三万円、敬老会のため二十四万円が計上されています。その他村史編さんのため、かねてから調査を進めていましたが今年中にその第一弾を放つべくとりあえず印刷費を十方だけ計上してあります。

○保健衛生のためには老人健康審査、乳幼児検査、妊産婦検診、股関節X線撮影成人病検診、各種伝染病予防注射、ガン検診、殺虫剤殺そ剤の配布等のため、三百七十一万六千円が計上されています。
○農林水産業費、今年から水稲の空中防除や水稲マルチ栽培の委託や土壌診断の委託などが計上されています。おもしろいことはあとでお知らせします。
四十二年度調査段階にあつた山林振興事業がいよいよ実施段階に入り二百二十九万七千円が負担金として計上されました。また農業土木のため百三十一万円が計上されました。
○国土調査事業は柏野地区の一筆調査が行なわれることになり計四百四十二万円が計上されました。
○林業費の方では、林道虫箭鶴生線の完成を主体として四百五十万円が計上されています。
○土木費の方では、道路維持修繕のため四百二十六万円が計上されその他ゲレターが活動することになつております。また道路新設では新山一柏野線が一千万

円かけていよいよ全線開通することになります。
○消防施設では、自動車ポンプ一台、小型動力ポンプ一台計二百七十八万円が計上されています。
○教育費は、五千五百四十四円が計上されていますが、その中で建設事業には熊倉小学校の体育館の一千五百万円が大きなものです。その他学校関係工事が百八十万円かいていよいよ全線開通円あります。
○また災害復旧として、下熊倉から羽太南へ行く下熊倉橋の架設等で、一千五百四十四円が計上されています。
以上一般会計予算の概要をお伝えしましたが、今後村だより、有線放送、各地区での村政懇談会等とお知らせしたいと思えます。

五・六山づくり運動で 明治百年を記念

今年には明治百年に当り、費の十分の四ではこれを記念して「五・六山づくり運動」を始めました。これは昭和四十三年度から四十七年度までの五年間に六万ヘクタールを造林して豊かな住みよい県土を作ろうとするものです。
明治百年を契機として皆さんの積極的な造林を御願い致します。尚、国県の造林の積極的な造林を御願い致します。尚、国県の造林の積極的な造林を御願い致します。尚、国県の造林の積極的な造林を御願い致します。

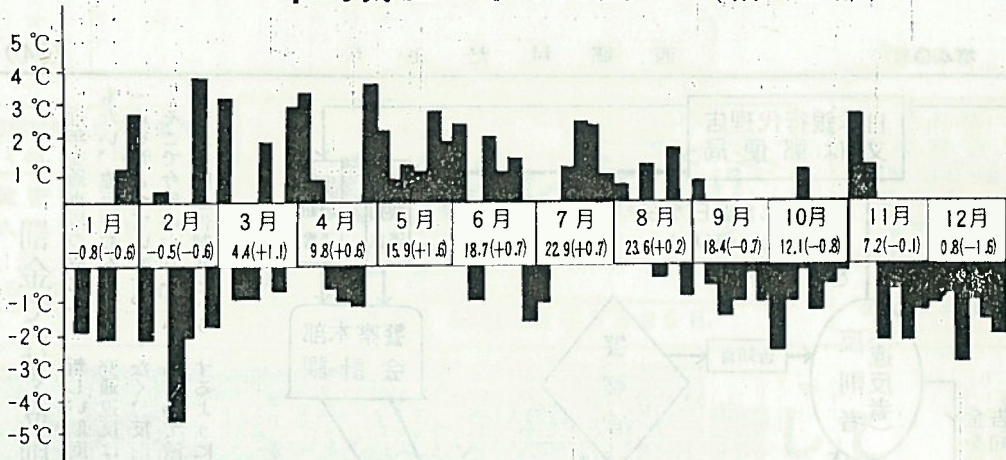
①再造林 ②拡大造林
③災害跡地復旧造林
補助率ヘクター当りの経

ましよう。
①分収林
②分収率
③分収率
④分収率
⑤分収率
⑥分収率
⑦分収率
⑧分収率
⑨分収率
⑩分収率
⑪分収率
⑫分収率
⑬分収率
⑭分収率
⑮分収率
⑯分収率
⑰分収率
⑱分収率
⑲分収率
⑳分収率
㉑分収率
㉒分収率
㉓分収率
㉔分収率
㉕分収率
㉖分収率
㉗分収率
㉘分収率
㉙分収率
㉚分収率
㉛分収率
㉜分収率
㉝分収率
㉞分収率
㉟分収率
㊱分収率
㊲分収率
㊳分収率
㊴分収率
㊵分収率
㊶分収率
㊷分収率
㊸分収率
㊹分収率
㊺分収率
㊻分収率
㊼分収率
㊽分収率
㊾分収率
㊿分収率

造林補助一〇ヘクター以上五分五厘、一〇ヘクター以上六分五厘
融資最高限度事業費の八〇％最低額一〇万円以上
学校に社会事業に
二芳志のかずかず
本村熊倉の芳賀栄昌さん母堂リンさんは、昨年十一月熊倉小学校と西郷第一中学校へそれぞれ一万元的寄付をされました。リンさんは、今年二月十八日永眠されましたが皆さんにお知らせしつつしんで感謝の意を表したいと思えます。
また原中の斎藤義次さんの奥さんミツさんは、今年二月社会事業のために一〇万円村へ寄付されました。村ではこの寄付金を恵まれない人々のための貸付金の原資に充当して生かすよう計画しておりますので、ここに感謝してお知らせいたします。
更に下羽太の緑川伊八さんは、ご自分で山から材料を切り出して来て立派な杖を百本も作られ、村内の新年寄にと村へ寄贈されました。村では、ご芳志を無にくまなくお配りしたいと思います。

平均気温の平年比図

(昭和42年)



「米作りの参考に」 昨年の気象条件

農家の皆さんはもうすぐ目前に迫った新年度の米作りを手くすねひいて準備中のことと思います。

昨年は史上最高の豊作とさわがれましたが、これには皆さんの努力と指導陣の時宜を得たよい指導のあったことは勿論ですが、気象条件もまた増収にプラスしていたことを見逃すわけにはいきません。ここに昨年の白河測候所の観測結果が西白河地方病害虫防除所から送られて来ましたので、米作りの参考にさせていただきます。

上の図は年間平均気温の平年との比較図で、中心より上に出たときは平年より気温の高い時、下つたときは平年より低い時です。

これを見ますと、三月から八月まで気温は高目に経過し、特に五月と七月中旬の高温が目立ちます。このことが稲作に好影響を及ぼしたのはたしかで逆に九月十月の低温は、稲の成熟特に晩生系統のものに悪影響を及ぼしたことが察せら

れます。

以上は気温ですが日照時間は高温時には多く、降水量は逆に少なくなっているのは当然のことといえましよう。

今年度も昨年と同じように好条件が続くとは限りませんが、気象上の悪条件に対処するだけの心がまえが必要と思います。

おり、村の建設事業に関することを担当する課であり経済課と並、いわゆる村の事業に関する多くの多くをこの課で担当します。

学校建設も道路橋梁の建設も補修もすべてこの課の担当です。

建設課には建設を担当する建設係と管理補修を担当する管理係とがあります。

以下各係の事務分掌をご紹介します。

今年度も昨年と同じように好条件が続くとは限りませんが、気象上の悪条件に対処するだけの心がまえが必要と思います。

各課紹介



今月は建設課をご紹介します。

建設課とは、その字のと

- ◎建設係 ◎公共施設の設計監理に関すること。◎治水水利に関すること。◎道路橋梁堤防の建設に関すること。◎農業土木に関すること。◎建築基準に関すること。
- ◎管理係 ◎村有建造物の管轄に関すること。◎道路橋梁井堰の管理に関すること。◎公園緑地運動場の管理に関すること。◎道路の占用認可に関すること。◎住宅資金貸付に関すること。◎建設車輛機械の管理に関すること。◎道路標識及び

以上が大休建設課の仕事ですが、現在役場の二階で六名の常勤職員が事務を担当しています。どうぞよろしくお願います。

「みんなて投票」
四月二十五日(木)は
県知事選挙です
棄権をしないで忘れず投票しましょう。

県内で住居を一回だけ移転し、まだ移転先で選挙人名簿に登録されていない人は、前の市町村で、選挙人名簿の属する投票区で投票することが出来ます。

そのためには移転先の選挙管理委員会に申し出て、居住証明書を発行してもらい、それが前の投票区での投票管理者に示すれば投票することが出来ます。

一家平泰

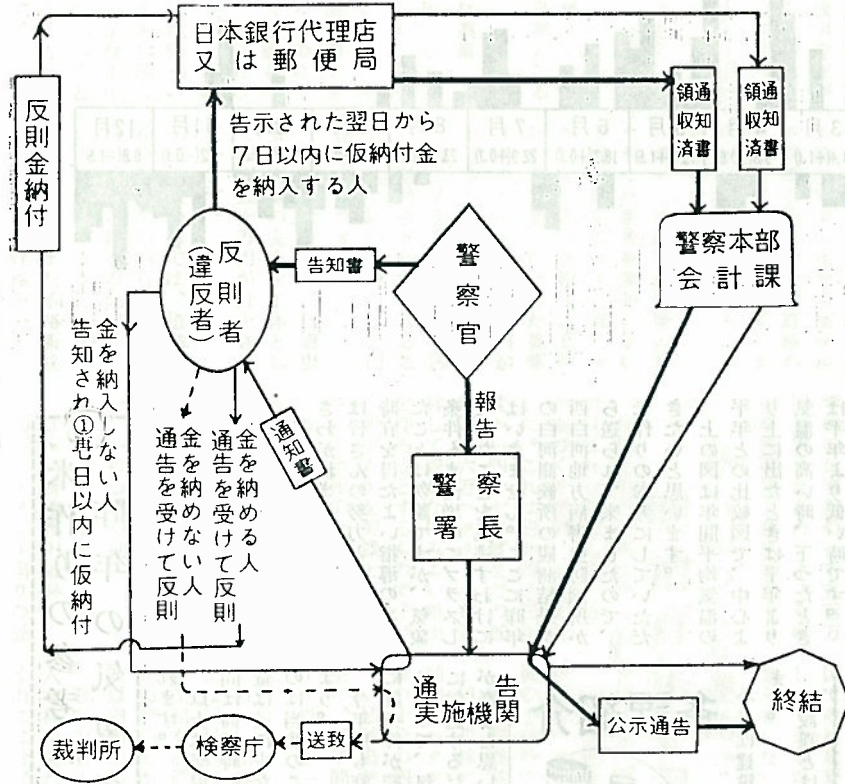


交通反則通告制度が

罰金でなく反則金で

近年交通事故の激化にと、新しい制度を設けて、軽いもたない、違反件数も激増の交通違反は罰金(前科)で一途をたどっています。そこで今年の七月一日から交通反則通告制度という

化が計られました。制度のあらましは次のようになります。一、告知を受けて反則金を納付する人(図示太線)六十四種類の定められた軽い交通違反をした人は太線で図示したとおり、現認した警察官から告知



書を交付され、七日以内に、日本銀行代理店か郵便局に反則金を納入することなく、前科にならなくて終了します。二、告知書を受けても反則金の反納付をしない人は細線で図示したとおり告知書に示された通告実施機関から通知を受けます。通知を受けてその翌日から十日以内に反則金を日本銀行代理店か郵便局に納付すれば、一と同じように処罰を受けないですみず。三、告知を受けても通告を受けても反則金を納入しない人は太線で示したとおり、違反事件として検察庁に送致され、正式に裁判を受けることとなります。四、この制度の対象にならないもの

①無免許無資格運転②違反をして過去一年以内に運転免許の停止処分を受けた者③酒気を帯び運転したもの④反則行為によつて事故を起した者⑤少年⑥自転車、荷車など軽車両による違反。五、納付された反則金は、交通安全対策特別交付金として県と市町村に交付され、交通安全施設がな

くられるようになっていきます。(白河警察署)

二月の行事報告

日 曜

1(木) 議会財務委員会、庁内人事異動
 2(金) 簡保還元融資起債監査
 3(土) 高速道路協議(県庁)

4(日) 狐区指定説明会、議会総務委員会
 5(月) 米ノ柏野線用地買収打合せ
 6(火) 県前土木部長送別会

7(水) 県教育庁次長、財務課長来庁、東北自動車
 道県対策室長来庁、有線放送小委員会
 8(木) 県知事来白、堀川水利協議会
 9(金) 農村後継者激励大会
 10(土) 県農政部会、棚倉ノ下郷線改良陳情

11(日) 産業道路入札、昭和化成品誘致協議会
 12(月) 議会全体協議会、有線放送建設委員会
 13(火) 西二中屋内体操場竣工検査、畜産振興対策
 14(水) 打合せ、消防施設監査
 15(木) 43年度砂防予算陳情(建設省)

16(金) 産業道路打合せ
 17(土) 東北自動車道中心杭打立了解話合(16日
 ~22日)
 18(日) 甲子温泉開発KK役員会、民生委員会
 19(月) 予算会議
 20(火) 国土調査事業地籍簿閲覧(2/20~3/10)
 21(水) 交通功労者優良運転手表彰式
 22(木) 堀川水利協議会

23(金) 工場誘致委員会、東北自動車道町村長会議
 24(土) 赤面山スキー場調査
 25(日) 白河保健所運営協議会、国保運営協議会

26(月) 監査委員研修会、国保連合会総会
 27(火) 消防幹部会、文化財調査委員会、有線放送
 28(水) 小委員会
 29(木) 観光一部事務組合協議会
 30(金) 東北自動車道設計事前協議会、村有林入札
 厚生委員会研修